

平成26年8月25日
商工政策課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成26年7月7日（月） 14時30分～15時50分

2 会場

県庁西棟7階C会議室

3 出席者名

藤井会長、清野委員、藤村委員、對馬委員、佐川委員、河村委員
商工政策課 3名

4 議事の概要

(1) 議題1 前回の議事概要及び届出状況等について

事務局から資料1に基づき、前回の審議概要、現在の届出状況等について説明を行い議事概要として承認された。

(2) 議題2 届出案件について

【マエダストア五戸店に係る新設について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 全面道路は傾斜があり、どうしてもエンジン音が高くなるものと考えられる。
- ② 交通に関しては問題がなさそうである。
- ③ 住民説明会の質疑応答で、店舗西側の住宅地からの入り口を設けてほしいという要望に対して、地主から長年近隣住民の雪捨て場となっているので配慮をお願いされていることを勘案すると入口を設けるのは難しいという回答がなされていることから、夜間に除雪し西側の雪捨て場に運ぶと考えられ、住民の人たちも騒音に関しては深刻に考えていないものとする。
- ④ 夜間の騒音レベルの最大値の予測値の基準超過がみられるが、保全対象壁面における超過幅等を勘案すると周辺環境への影響は大きくはないものと考えられる。しかしながら、このことについて付帯要望において注意喚起すべきと考える。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が多く地点で基準を超過していること、第一種住居地域及び第二種住居地域であることから、騒音対策を確実に実

- 施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、届出書に示されている参考対策も含め誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 出入口付近にバスの停留所があることから、来客車両の駐車場への入出庫に配慮すること。
 - 3 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
 - 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【ショッピングプラザおきだてに係る変更について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① ゲオはCD・DVDレンタル、販売店舗であり、夜の来客はけっこうあるかもしれない。
- ② 敷地内にある飲食店はモスバーガーである。
- ③ 前面道路は交通量が多く、出庫が難しい道路である。
- ④ 夜間の騒音レベルの最大値の予測値の基準超過がみられるが、保全対象敷地境界における超過幅等を勘案すると周辺環境への影響は大きくはないものと考えられる。しかしながら、このことについて付帯要望において注意喚起すべきと考える。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が基準を超過している地点があり、第一種住居地域に隣接していることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 開店時刻が通勤・通学時間と重なることから、搬出入車両による周辺道路の混雑の回避又は軽減に配慮すること。
- 3 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。